

# 法人運営

## 1. 基本理念

### 「すべてをつなぐ存在であり続ける」

社会福祉法人長井学園は、個々の利用者のニーズに合わせ多岐にわたるサービスを提供し、「人と人」、「地域社会」、「世代」をつなぐ存在として歩み続けます。

## 2. 職員倫理綱領

### ① 生命の尊厳

私たちは、知的障がいのある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

### ② 個人の尊重

私たちは、知的障がいのある人たちの、ひとりの人間としての、個性、主体性、可能性を尊びます。

### ③ 人権の擁護

私たちは、知的障がいのある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

### ④ 社会への参加

私たちは、知的障がいのある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

### ⑤ 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、日々研鑽を重ねると共に、職員相互の信頼と協力のもと、科学的根拠に基づく現実性のある支援をします。

## 3. 事業方針・重点的取り組み

利用者のニーズを最大限汲み取る努力をし、利用者の心身の障害の状態や能力、及び適正等に応じた支援を行うことにより、利用者一人ひとりの生活を豊かで安全なものとするため、下記の事柄を重点目標として取り組みます。

### ① 安定した組織体制の構築

近年、支援職員の確保が難しい中、今後増加する定年退職者や毎年一定数いる離職者を考えると更に法人の全職員が一丸となり、協力し合う体制作りが急務となります。そのため、法人における委員会の立場や役割を明確にし、質の高い利用者支援の提供と安定した法人運営に努めます。

② 虐待防止に関する職員への意識付け

法人の全職員が、虐待は人権侵害であり、違法行為であるという意識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障がい者（児）の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資すると共に虐待の早期発見、早期対応に努めます。

③ 危機管理体制の充実

自然災害や感染症に関する対策などを協議する組織を立上げ、それらに対する認識を深め、法人全体で共有します。また、非常事態に備えた物品の備蓄や避難訓練、研修会等を実施することで、事前対策と災害及び感染発生時の損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ります。

4. 評議員、役員等の構成

| 評議員 | 理事 | 監事 | 第三者委員 | 評議員選任<br>解任委員 |
|-----|----|----|-------|---------------|
| 7名  | 6名 | 2名 | 2名    | 5名            |

5. 会議等開催予定

| 会議名    | 開催予定                         |
|--------|------------------------------|
| 評議員会   | 6月定時評議員会                     |
| 理事会    | 四半期毎、及び必要に応じ                 |
| 監事監査   | 四半期毎、及び必要に応じ                 |
| 第三者委員会 | 年1回以上                        |
| 法人運営会議 | 毎月、及び必要に応じ                   |
| その他    | 公認会計士により会計・経理状況の点検指導を四半期毎に実施 |

6. 事業運営

- ① ハビタットのつぼろ（施設入所支援、短期入所、日中一時支援）
- ② 江別緑志苑（施設入所支援）
- ③ えべつデイサポートニルシ（生活介護、日中一時支援）
- ④ 錦町ワークサポート陽だまりの郷（就労移行支援、就労継続支援B型）
- ⑤ 明生寮（共同生活援助）
- ⑥ 地域生活サポートセンターらいぶ（放課後等デイサービス、日中一時支援）
- ⑦ ウイズ明日（特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援）